

西日本高速道路株式会社九州支社福岡中央自動車駐車場プリペイドカード利用約款

(通 則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社九州支社（以下「当社」といいます。）が発売するプリペイド式のパーキングカード（以下「カード」といいます。）の使用について適用します。

(発売券種)

第2条 カードの券種、券面額（利用可能額）及び発売価格は、下表に掲げるとおりです。

券種	券面額 (利用可能額)	発売価格
2, 100円券	2,200円	2,100円
5, 240円券	5,500円	5,240円
10, 480円券	11,200円	10,480円
31, 430円券	34,500円	31,430円

(通用範囲)

第3条 カードは、券面表示の駐車場における駐車料金の支払いに使用することができます。

(使用方法)

第4条 カードにより駐車料金を支払うときは、駐車券に引き続いてカードを料金自動収受装置に挿入してください。

- 2 カードは未納金や割増金の支払いに使用することはできません。
- 3 駐車料金の支払いは、カードと回数券を併用することが出来ます。

(効 力)

第5条 カードは、未使用残額の範囲内で駐車料金の支払いに使用することができます。

- 2 カードの未使用残額が駐車料金に足りないときは、不足額を現金又は新たなカードで支払うことができます。
- 3 カードは料金収受機械の故障その他特別の事情により使用できない場合があります。

(無 効)

第6条 カードは、次のいずれかに該当するときは無効として回収し、駐車料金（割増金を含みます。）を現金で徴収します。

- 一 汚損又は破損等により磁気記録の読み取りが不能となったカード。
- 二 券面表示事項又は電磁記録が改ざんされたカード。

(払い戻し)

第7条 カードの払い戻しはいたしません。ただし、福岡中央自動車駐車場利用約款第13条第2項に該当する場合は、第13条第3項により求めた金額を払い戻します。

(未使用残額の表示)

第8条 カードの残額はレシートでご確認ください。なお、カードの未使用残額の目安は、カードに赤色表示されます。

(再発行)

第9条 カードは再発行しません。ただし、汚損又は破損等により使用不能となったカードの未使用残額を確認することができたときに限り、当該カードを回収のうえ再発行します。

- 2 第1項の規定により回収したカードは、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

(約款の変更)

第10条 管理者は、利用者の事前の承認なしに、利用約款の変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発行日または適切な告知方法において明示した効力発行日より生ずるものとします。

附 則

- 1 この約款は、平成17年10月1日から実施します。
- 2 平成17年9月30日以前に日本道路公団が発売したパーキングカードについては、この約款に基づき発売したものとみなし、この約款を適用します。

附 則

- 1 この約款は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、平成30年8月1日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、令和元年10月1日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、令和2年4月1日から実施します。